

JPA

# JPA事務局ニュース <No.200> 2015年8月17日

＜発行＞ 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局  
発行責任者／水谷幸司  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン610号  
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)  
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

## ☆「患者申出療養」でJPAが中医協に意見書を提出 ～8月21日午後に、全がん連との共同記者会見を行います

「患者申出療養」って？ 患者が申し出て医療を受けるのは、当たり前じゃないの？ そんな声が聞こえてきそうな「うさんくさい」ネーミングの制度が、来年4月から施行の予定で準備されています。

実はこの制度、この春に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」として一括して提案され、ごく短い審議時間のなかで問題点が掘り下げられないままに、5月27日に与党の賛成多数で成立したものです。

現在、政府は施行に向けての準備を進めていますが、準備にあたって、診療報酬など医療に関するしきみの細部を審議する中央社会保険医療協議会（中医協）で省令、告示などの下となる考え方やしきみについての審議を行うことになっています。7月8日に行われた第300回中医協総会で初めて議題となり、論点整理と今後の議論の進め方について提案されました。今後、この論点整理に沿って審議がされる予定です。

「困難な病いと闘っている患者のために」と提案されている制度なのに、肝心の患者自身からの意見を聞かないで進められようとしていることに、私たちは大きな不信感をもっています。中医協には、患者代表は委員に入っていませんので、私たちは自分たちのことが審議される場に参考人として患者代表を入れるか、影響をうけるがんや難病等の患者団体からのヒアリングを行うことを含めて、当事者の声を聞くよう、法案が国会に提案される前から国に要望をしてきましたが受け入れられませんでした。7月8日に公表された今後のスケジュールでは、9月を目途に制度の詳細についてとりまとめを行い、10月以降、省令、告示、通知等の整備を行うとしています。

そこで、8月下旬に予定されている次回中医協総会にむけて、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患患者団体で構成する私たちの意見書を提出することにしました。

私たちは4月6日に、この制度に対する基本的な姿勢を明らかにしています。

<http://nanbyo.jp/appeal/150406.pdf>

また参議院厚生労働委員会では患者申出療養に関する参考人質疑が行われ、患者団体代表として、伊藤たてお代表理事（当時）が参考人として出席し、この立場から陳述を行いました。またこの日は午前中に参考人質疑が行われ、午後から引き続き厚生労働委員会が行われていますが、ここでも患者申出療養制度に関する問題点が明らかになっています。

混合診療（国民皆保険制度の下で、自由診療を併用すること）は現在、一定のルールの下で限定的、例外的に行われている保険外併用療養費制度（先進医療などの保険収載を前提とする評価療養と、差額ベッドなど保険収載を前提としない選定療養）以外には認められていません。それは、厚生労働省がホームページ上に掲載しているように、「混合診療を

無制限に導入した場合、①本来は保険診療により一定の自己負担額において必要な医療が提供されるにもかかわらず、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化してしまい患者の負担が不当に拡大するおそれがある。②安全性、有効性等が確認されていない医療が保険診療と併せ実施されてしまうことで科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長するおそれがある。との2点の危険があるからです。

今回の患者申出療養制度は、しくみとしては保険外併用療養費制度の枠内としながらも、限定的、例外的な施行にむけた歯止めを、法律上は規定していません。

意見書は、その歯止めをしっかりとかけて、必要な治療薬や治療技術はすみやかに保険適用とし、国民皆保険制度の要である公的医療保障制度を守ることを前提に、他に治療法がなく保険収載までに時間がかかる場合に限って、患者の負担を軽減すること、安全性と有効性の確認を万全に行うことなど、患者が安心して最新で最適な治療を受けることができるよう、中医協で議論してもらいたい制度への懸念や危惧を述べたうえで、懸念や危惧が拭えないいうちは、施行を延期するよう求めています。

意見書は、8月17日に、塩崎厚生労働大臣および田辺国昭中医協会長・委員宛として、担当部局である厚生労働省保険局宛に郵送しました。

以下に、提出した意見書の全文を掲載します。

## 患者申出療養制度に関する意見書

2015年8月17日

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

代表理事 森 幸子

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28

飯田橋ハイタウン610号室

電話 03-6280-7734 FAX03-6280-7735

私たちは、難病や長期慢性疾患、小児慢性疾患をもつ患者団体の連合体で、全国各地の地域難病連、および疾病別の全国組織85団体が加盟しています。

患者申出療養制度の問題点と懸念については、4月6日の当協議会の声明「医療保険制度改革法案の患者負担の増大等への影響を危惧します」でも指摘し、また5月21日には参議院厚生労働委員会での参考人質疑において、当協議会代表理事（当時）の伊藤たておが陳述を行いました。

7月8日に行われた第300回中央社会保険医療協議会総会において施行にむけての議論が始まましたが、残念なことにスケジュールのなかには、私たち困難な病気と闘っている長期慢性疾患やがんの患者団体からの意見聴取は行う予定がないことがわかりました。

そこで、提示された論点にできるだけかみあうように、困難な病気と闘っている当事者団体として、あらためてこの制度への懸念、危惧を表明し、中央社会保険医療協議会総会での慎重な審議を切に要望いたします。

- 1) 混合診療は原則禁止であり、保険外併用療養費制度は、例外的に混合診療を認める制度であること。患者申出療養は、あくまでも例外的な制度で、混合診療の全面解禁は今後も行わないことを、あらためて明示してください。

混合診療を無制限に拡大することは、厚生労働省のホームページにもあるように、1) 患者

の負担が不当に拡大するおそれがあること、2) 科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長するおそれがあることからも、わが国の国民皆保険制度の立場から、あってはならないことです。この立場を今後も堅持することを、改めて明示してください。

**2) 患者申出療養の対象となる未承認薬や医療材料、医療技術は、申請時点では他に治療の選択肢がない場合に限るものとしてください。**

対象となる医薬品や治療技術に関する制限がない場合、混合診療を無制限に拡大してしまうことになります。混合診療を原則禁止する政府の立場からは、あくまでも例外的に、他に選択肢のない患者を救うためのやむをえない治療としてのみ限定的に行うものであることを規定する必要があると考えます。

**3) 患者申出療養制度の導入によって、先進医療の迅速な薬事承認、保険収載がすすむとする理由を、明瞭に示してください。そのための裏付けとなる人材確保と施設整備など審査・相談体制の整備についての大幅な予算確保を行ってください。**

また、保険収載までの間にかかる高額の患者負担について、人道的な配慮で患者負担を軽減するしくみをあわせて作ってください。

私たちは、患者申出療養制度の導入は、先進医療以外に新たな「混合診療」の枠組みをつくることによって、薬事承認や保険適用が遅れることになるのではないかとの危惧をもっています。現行の先進医療でも、先進医療の総医療費における先進医療部分の占める割合は7割を超えており、ますます増加傾向にあるなかで、保険収載に至ることなく留まる治療については、一部の富裕層にしか適用されない不公平な制度となっています。

申請をする臨床研究中核病院には、詳細な臨床研究計画書や、薬事承認、保険収載までのロードマップの提出を求めることで迅速な保険収載を担保するとしておりますが、先進医療も含めて、安全性、有効性の確認された薬や医療技術は、すみやかに薬事承認、保険収載に道を開くために、必要な人材の養成・確保も含めた態勢整備こそ急務と考えます。

現行の先進医療でも1件あたりの平均患者負担は80万円を超えています(毎年の先進医療実施実績報告から試算)。がんの陽子線治療、重粒子線治療では、全額患者負担の先進医療部分の負担額は約300万円で、医療費総額の9割以上に達しています。安全性の確保が前提ですが、症例を増やして保険収載を早期に行うためには、これらの患者負担を軽減するための支援策を合わせて制度設計すべきと考えます。

**4) 医師等の誘導でなく「患者の申出」が担保されることが必要です。そのためのインフォームド・コンセント(患者に必要な医療情報を医師が提供し、その選択肢について説明したうえで、患者がその治療法を十分に理解し、納得して受け入れて自己決定すること)を医療現場で徹底することが施行の前提であることを明示してください。**

患者が高度な医療を申し出る場合、医師との相談なく行うことはあり得ない。相談を受けた医師は、その患者へのインフォームドコンセントを丁寧に行う必要がありますが、現在の医療現場で、それが徹底したと言い切ることのできる医療機関は、果たしてどのくらいあるでしょう。現在の医師と患者との関係は、けっして対等といえる状況ではありません。患者申出療養を申請する臨床研究中核病院においては、事務局案で示されているような書面で済ませることなく、少なくともそれが徹底されていることを医療機関側が患者にあらかじめ示すことや、また患者が悩んだ時に安心して相談できる医師以外の第三者を面談の際に同席させることや、医療機関内に相談室を配置するなどの処置も必要ではないかと考えます。

- 5) 申請から6週間で安全性、有効性が確認できるとする理由、根拠を明らかにしてください。6週間でできなければ承認しないのは当たり前であり、制度設計の段階で、6週間という基準を導入した根拠を明確に示し、そのための態勢整備、人員増などの点も予算措置も含めて明確に示してください。

人道的に必要な医療であるなら、現行制度上でも、例外的に保険収載に向けての作業を進めることは可能ではないでしょうか。先進医療でも4ヶ月はかかるとされる安全性、有効性の確認が、「患者申出療養」であれば6週間で可能になるとする根拠が理解できません。そこでの安全性、有効性の確保は、非科学的な医療が紛れ込んでいいかどうかのチェックを含めて慎重に行われなければならず、臨床研究中核病院では、相談体制も含めた相当の人員配置と態勢整備が必要になります。そのための予算増と人員養成、確保の見通しも、制度設計においては不可欠と考えます。

- 6) 臨床中核病院等の相談の応需体制については、必要で適切な情報を提供できるようにすることはもちろん、相談者が現実を受け入れ、冷静に判断することができるよう支援する役割を担うことが重要です。患者の心理面でのサポートに熟知した相談支援員を養成・配置してください。

「患者の申出」の名の下に科学的根拠のない「医療」が行われることのないような歯止めをどうかけるか。それが具体的に明らかにならなければ、国民の間に医療不信が蔓延することになります。

困難な病気を告知された患者・家族の場合、当事者は冷静な判断ができず、時には現実が受け入れられずに自暴自棄に陥ったままに医療機関に来ることがしばしばあります。そういう患者・家族からの相談に対して、相談者を落ち着かせて、冷静な判断が可能なように導くことは、この場合の相談支援者には欠かせない技術です。そういう高度な技術をもつ人員を養成し、配置することは、不可欠と考えます。

- 7) 患者申出療養に関する会議を必置とし、会議には、当事者団体を代表する委員を必ずメンバーに入れること。また、会議は定期的に開催し、申請事案の報告・承認だけでなく、事後検証もを行うこととし、申請前の相談内容や件数についても報告・検証すること。議事録はできるかぎり公開するようにして透明性を確保してください。

患者申出療養に関する会議は、参考資料の制度設計説明図でも「安全性、有効性、実施計画の内容を審査」すると書いていますが、法律に定めはありません。また、実施前の審査だけではなく、事後検証もこの会議で行うこととし、政省令で明記すべきです。また、申請に至る前に、患者からの相談に対応する臨床研究中核病院での相談内容の把握は大変重要です。相談内容や事例、相談件数の報告を義務付け、その内容を検証することも会議の役割の一つとすべきと考えます。

- 8) 有害事象発生時の対処方法については、患者申出療養制度は、一部とはいえた公的医療保険制度を使っての医療行為であることから、その実施に伴って重篤な医療事故や医療過誤などの有害事象が起こった場合には、国が責任をもって公的な保障を行うことを明確にしてください。

- 9) 以上の意見について、中医協においても十分に時間をかけて慎重な審議を行ってください。審議が尽くせず患者家族からの危惧や懸念が拭えない場合は、制度の施行を延期してください。

## 全がん連との共同記者会見および共同行動を行います

今年5月に結成されたばかりのがん患者団体の連合組織、一般社団法人全国がん患者団体連合会（略称：全がん連、代表は天野慎介理事長、6月16日現在で24団体が加盟）も、大筋で私たちと同様の危惧をもっていることがわかり、都内で全がん連、JPAの両団体による協議を行い、私たちの声を社会にアピールするための共同行動を行うことで一致しました。

### 1) 共同記者会見

#### 8月21日（金）午後2時～ 厚生労働記者会会見室

両団体が提出した意見書の立場から、患者申出療養に関する当事者団体の意見表明、および、共同行動についての発表を行います。

### 2) 公開ラウンドテーブル（緊急シンポジウム）

#### 「このまま施行していいの？患者申出療養制度、私たちは懸念します」（仮題）

日時 9月17日（木）午後1時～3時

会場 参議院議員会館 B104会議室

内容 制度の概要と進捗状況の説明（厚生労働省保険局を予定）

シンポジスト 全がん連（2名）、JPA（2名）、医師、ジャーナリスト

◎内容の詳細は、記者会見で発表する予定です。

参加およびかけ 患者・家族団体、支援団体、医療関係者等に参加を呼びかけます。

マスコミフルオープンで行います。

### 3) 共同アピール

ラウンドテーブルの内容をふまえて9月中に発表する予定。

## ◎患者申出療養、混合診療に関する資料

- ・ 第300回中央社会保険医療協議会総会 資料  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000090826.html>
- ・ 混合診療についての厚生労働省の考え方（厚生労働省「先進医療」ホームページから）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/heiyou.html>
- ・ 2015年4月6日「医療保険制度改革法案の患者負担の増大等への影響を危惧します」  
<http://nanryo.jp/appeal/150406.pdf>
- ・ 混合診療問題についてのこれまでの見解など（JPAホームページから）  
<http://www.nanryo.jp/news2/140719.html>

＜後記＞ 2010年6月4日に第1号を出して以来、不定期に発行してきたニュースが本号で200号になりました。これを機にJPAのロゴマークとシンボルカラーの帯をつけてみました。試行錯誤のままに続けてきたニュースですが、待ってくださっている方の声を励みに、今後も不定期ですが情報発信を続けていきます。（水）

2015年4月6日

## 医療保険制度改革法案の患者負担の増大等への影響を危惧します

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会  
代表理事 伊藤たお  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28  
飯田橋ハイタウン610号室  
電話 03-6280-7734 FAX03-6280-7735

私たちは、難病や小児慢性特定疾患、長期慢性疾患患者団体の地域患者会連合および疾患別患者会全国組織85団体が加盟している協議会で、構成員総数約28万人を擁する国内で最大規模の患者家族の当事者団体です。(添付の団体一覧参照)

3月3日、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(医療保険制度改革法案)が閣議決定され通常国会に上程されました。

この法案には次のような点で、私たち患者家族にとって重大な問題点があります。法案の審議入りを前に、あらためて私たちの態度を表明いたします。

### 1. 患者負担の増大

#### (1) 入院時の食費負担の引き上げ

特定医療費助成制度および小児慢性特定疾患医療費助成制度の対象となる人については、今年1月から新たに自己負担となることを考慮して当分の間、据え置くこととされていますが、確定診断前の入院や、風邪などの感染症による入院を余儀なくされる場合の負担、また指定難病に指定されていない疾患患者には、長期の入院を余儀なくされる場合も多いため、大きな影響が出ます。

#### (2) 大病院への紹介状なしの受診の際の定額負担の導入

難治性の疾患の場合、症状があっても原因がわからず、多くの患者は診断が確定するまで複数の病院をまわることも多く、また納得のできる治療を求めて医療機関をめぐることは少なくありません。その都度紹介状を書いてもらうためにかかりつけの医師にかかりない場合も多いのが現状です。専門医のいる病院が大病院である場合も多く、定額の負担は患者・家族の経済的負担をさらに重くするのみならず、患者の受療の機会を奪うものとさえなりかねません。

#### (3) その他

国保の都道府県移管に伴う保険料の引き上げや、健康保険被保険者の保険料率の引き上げも、患者の負担にさらなる追い打ちをかけることになります。

これ以上の医療費負担の増大と受療機会を奪うことは、難病患者をはじめとする慢性疾患患者が国民の一人として医療を平等に受ける権利を阻害するものであり、認めることはできません。

### 2. 「患者申出療養(仮称)」の問題

わが国は、国民皆保険制度の下で、必要な医療は保険診療の枠内で行うことを国是としており、保険の効かない医療(自由診療)と、保険診療の併用、いわゆる混合診療は原則として禁止されています。先進医療など、保険収載を前提とした医療技術等についてのみ、保険適用前に一定の条件の下で、保険外併用療養費制度として例外的に混合診療が行われています。提案されている患者申出療養(仮称)制度は、保険外併用療養費制度の枠内の

新たな制度とされていますが、患者負担の拡大の点でも、安全性、有効性の担保がない点でも、大きな問題があります。

厚生労働省は、混合診療を無制限に拡大することの問題として、①「本来は保険診療により一定の自己負担額において必要な医療が提供されるにもかかわらず、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化」するために、「患者の負担が不当に拡大するおそれ」があること。②「安全性、有効性が確認されていない医療が保険診療と併せ実施されてしまう」ために、「科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長するおそれ」があることの2点を挙げて、混合診療は原則禁止の方針を前提としつつ、「一定のルールの下に」限定した混合診療として保険外併用療養費制度を行っています。

（1）保険収載の目途が立たず、結果として患者負担が増大する。

患者申出療養は、現在の先進医療の枠組みでは審査期間が長すぎるとして、現在の評価療養とは別の新たな枠組みとして設けられます。将来の保険収載をめざすと言いますが、患者申出療養における医療技術が短期に保険収載される保障はどこにもありません。現行の評価療養制度でも、先進医療B（未承認薬や薬事法未承認の医療技術が対象）では今年度保険収載されたものはありません。先進医療全体でも109の技術のうち、保険収載に至ったのはわずか8件です。将来的にはめざすとして実施されても、保険収載までの壁は、現行の先進医療よりもさらに高く、保険収載の目途が立たないままに留め置かれることになり、結果として患者負担部分はさらに増大することは明らかです。

（2）安全性、有効性の担保が不明確である。

患者申出療養を行う医療機関は、一定の基準をクリアする臨床研究中核病院で行うとのことです、現行の特定機能病院でさえ、信じられない医療事故が絶えないなか、現在の先進医療にさえも入らない新しい治療技術を、申請からわずか6週間という短期間で結論を出す医療技術に、安全性、有効性の保障がどこにあるでしょうか。

（3）「患者の申出」を起点とするだけに、「自己責任」として、医療事故があった場合の公的な救済制度は適用されないおそれがある。

さらに、患者申出療養は、患者の申出を起点として、それを行う医師との間で行われる混合診療であることで、医療行為の責任は患者と施術する医師にあるとして、公費による救済制度の対象にはならないのではないでしょうか。

（4）困難な病気と闘う当事者団体へのヒアリングを実施するべきである。

提案理由には困難な病気と闘う患者のためとありますが、規制改革会議での検討時から今日までに、当協議会を含めて患者・家族団体を対象としたヒアリングは全く行われていません。私たちの知る限り、これまでに本案への反対あるいは懸念を表明している団体は、当協議会をはじめ数多く知っていますが、今日までに賛意を表明している団体は全く知りません。このような状況を無視して強行することはゆるされません。

3. 医療費にかかる財政負担の問題を患者負担に転嫁することは、受診抑制と患者の重症化をさらに深刻化させ、総医療費をますます引き上げることになり、わが国が世界に誇る国民皆保険制度の崩壊に道を開きかねないものとして深刻な危惧を抱くことになります。

以上の点から、本法案には、患者家族に重大な影響を及ぼす重大な恐れがあると言わざるをえません。法案は白紙に戻して、法案の表題となっている持続可能な医療保険制度の構築については、困難な病気と闘う患者で構成する当協議会をはじめとする患者家族団体の意見も聞きながら、検討をし直すことを求めます。

2015年4月3日

## 保険外併用療養費制度の「選定療養」の見直しについての意見

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会  
代表理事 伊藤たてお  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28  
飯田橋ハイタウン 610号室  
電話 03-6280-7734 FAX03-6280-7735

\* この意見書は、厚生労働省が募集したパブリックコメント「選定療養として導入すべき事例等に関する提案・意見について」に回答したものです。

私たちは、難病や小児慢性特定疾病、長期慢性疾患など、長期に療養を必要とする患者・家族による連合組織で、現在、各地にある疾病団体連合と、疾病別の全国組織など、85団体、構成員総数約28万人を擁する当事者団体です。次ページに加盟団体一覧を添付します。

このたびの選定療養制度に関するパブリックコメントの募集にあたり、次のような意見を提出いたします。

### (1) 「選定療養」の項目について

現在「選定療養」として定められている項目のうちの多くは、事実上、医療上必要にもかかわらず、選択の余地がなく、保険外負担として患者が支払わざるを得ないことになっており、国はこの機会に患者の実態調査を行ったうえで、縮小・廃止の方向に転換すべきです。

医療上、必要なものはすべて保険収載を行うべきであり、ましてこれ以上新規を認めることは、患者の生活を脅かすものと言わざるを得ません。私たちは反対です。

### (2) 「選定医療」のしくみについて

保険収載を前提としない医療行為を固定化するものであり、廃止すべきと考えます。

### (3) 今回の意見募集のテーマについての疑問

今回の意見募集については、「導入すべき事例等に関する」となっていますが、廃止や縮小に関する意見が反映される内容になつてないことに疑問を感じます。国民への意見募集は、公平公正に行うべきと考えます。

以上